

外部倫理審査委員会の利用に関する標準業務手順書

2021年6月30日

大分大学医学部

大分大学医学部附属病院

第1条 研究責任者が外部倫理審査委員会に審査を依頼する場合には、外部倫理審査委員会の倫理指針等に関する適格性を判断するにあたり、以下の最新の資料を入手しなければならない。

- (1) 倫理審査委員会の手順書及び規程等
- (2) 委員名簿
- (3) その他必要な書類

第2条 研究責任者は、外部倫理審査委員会の求めに応じて関連する資料の提出等を行う。

第3条 研究責任者は、委員会に意見を聴いた後に、その結果及び当該委員会に提出した書類、研究機関の長が求めるその他の書類を研究機関の長に提出し当該研究の実施について許可を得なければならない。

第4条 研究者等は当該研究を実施するにあたり、法令、指針等を遵守し、当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び研究機関の長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。